

東淀川区青少年指導員連絡協議会 規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、東淀川区青少年指導員連絡協議会と称し、所在地を会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本会は、本会会員の連絡協調をはかり、区内青少年の余暇の善導と健全な青少年活動の推進をはかるとともに、明るく住みよい地域社会を建設することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、東淀川区青少年指導員要綱第3条業務を行う。

(1) 街頭啓発（リーダー）

(2) 指導ルーム（リーダー）

(3) 地域における青少年の健全育成に関すること

(4) 東淀川区成人の日記念のつどいの企画運営の協力

(5) その他、東淀川区長が必要と認めるもの

(組 織)

第4条 本会は、東淀川区内の青少年指導員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 会 計 1名

(5) 監 事 2名

(役員を選出と任務)

第6条 会長、副会長、事務局長、会計、監事は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をつとめる。

(3) 事務局長は、会長を助け、会務を処理する。

(4) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(5) 監事は、本会の経理を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、青少年指導員の仕事と同一とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 会長は、役員会の同意を得て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

2 顧問及び相談役は、本会運営の諮問に応ずる。

(専門部)

第10条 第3条の事業活動を円滑かつ積極的に推進するため、専門部をおくことができる。

- (1) 文化部
- (2) 体育部
- (3) 総務・ユースリーダー部
- (4) 研修部
- (5) 広報部
- (6) 女性部

2 専門部は、事業遂行のための専門的企画・立案を行う。

3 役員は、各部会に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとし、会長はこれを招集し議長となる。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 実行委員会

(総 会)

第12条 総会は、東淀川区内の青少年指導員をもって構成し、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告並びに決算に関する事項
- (2) 事業計画並びに予算に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 規約の改正に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する事項

(役員会)

第13条 役員会は、規約第5条の役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 専門部会において企画・立案された事項
- (2) 総会に提出する議案の作成
- (3) その他必要な事項

(実行委員会)

第14条 実行委員会は、役員及び地域代表・副代表並びに各専門部長をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 実行委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員会において決定された事項
- (2) その他青少年指導員活動に必要な事項

(議 決)

第15条 本会の会議は、すべて出席者により成立し、会議は出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は、議長これを決定する。

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、交付金及び寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日をもって終わる。

附 則

(施行期日)

平成 26 年 4 月 22 日 施行

令和 04 年 4 月 26 日 施行